

## 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金の概要

### 1 目的

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援その他の新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するものである。

本県では、新型コロナウイルス感染症対応として、中小企業者等の事業継続を支援するための制度融資を実施している。その際に預託金として多額の資金が必要となるため、金融機関から借入を行うこととなるが、制度融資の貸付期間は最長10年であり、融資残高が残る限り預託が必要となることから、毎年度、借入金にかかる利子が発生する見込みである。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(以下、「地方創生臨時交付金」という。)を借入金利子への充当を目的として基金に積み立てることは認められており、これを原資として、制度融資の実施に伴い必要となる借入金利子に充当するための財源を確保する。

### 2 用途

制度融資の実施に伴い必要となる借入金利子に充当する。

### 3 財源(原資)

地方創生臨時交付金を財源とする。(全額国庫)

### 4 基金の終期

令和8年3月31日

## 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例案要綱

### 1 制定の理由

新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた事業者の事業の継続の支援その他の新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例を制定しようとするものです。

### 2 概要

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関する対策の円滑な実施を図るため、滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置することとします。（第1条関係）
- (2) 基金として積み立てる額は、その積立てをする年度の一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とすることとします。（第2条関係）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができることとします。（第3条関係）
- (4) 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に繰り入れることとします。（第4条関係）
- (5) 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間および利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとします。（第5条関係）
- (6) 知事は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるために、予算の定めるところにより、基金を処分することができることとします。（第6条関係）
- (7) この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、規則で定めることとします。（第7条関係）
- (8) その他
  - ア この条例は、公布の日から施行することとします。
  - イ この条例は、令和8年3月31日限り、その効力を失うこととします。